

岡山県災害救助対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、災害による被災者の応急救助の促進を図るため、救助実施市を除く市町村が行った災害救助対策事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

第2条 補助の対象となる事業は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けない、救助実施市を除く市町村において、最大24時間雨量が80mm以上の降雨災害によって被害を受けたときに実施した災害救助事業とする。

ただし、知事が特に必要と認めた場合には、この限りでない。

2 補助率は2分の1以内とし、補助金の合計額に千円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。

3 対象事業の種類は、災害救助法の適用を受けた市町村の場合に準じ、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4) 医療及び助産

(5) 被災者の救出

(6) 被災した住宅の応急修理

(7) 学用品の給与

(8) 埋葬

(9) 死体の捜索及び処理

(10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(11) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

4 対象経費、期間等は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号。以下「基準」という。）の定めるところによる。ただし、基準において「災害発生の日」とあるのは、「最大24時間雨量が80mmに達したのち補助の対象となる事業の1つを実施しなければならない原因が発生した日」と読み替えるものとする。

5 前項の期間によっては救助の適切な実施が困難な場合には、市町村長は、知事の承認を得た上で、救助の期間を延長することができる。

6 第1項に定める災害が発生したときは、救助実施市の長を除く市町村長はその旨を速やかに県民局長を経由して知事に報告するものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添えて、補助の対象となる事業の1つを実施しなければならない原因が発生した

日から知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 県費補助金精算関係書類(様式第2号)

(2) 市町村歳入歳出決算(見込)書抄本

(応急仮設住宅の運営管理等)

第4条 補助事業として応急仮設住宅を設置した者は、常に善良な管理者の注意をもって運営管理に努めること。

2 応急仮設住宅を設置後2年間以内に処分した場合において、剰余金が生じた場合はその額に2分の1を剩じて得た額を返納するものとする。

(書類の経由)

第5条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄の県民局長を経由しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第6条 補助事業者は、事業に係る収入・支出及び事業内容を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年9月1日から適用する。

この事業の要綱の一部改正は、昭和52年4月1日から適用する。

この事業の一部改正は、昭和52年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、昭和53年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、昭和54年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、昭和55年4月1日から適用する。

この事業の一部改正は、昭和56年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、昭和57年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、昭和59年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、昭和60年4月1日から適用する。

この事業の一部改正は、昭和61年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、昭和62年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、昭和63年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成2年4月1日から適用する。

この事業の一部改正は、平成3年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成4年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成5年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成6年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成7年4月1日から適用する。

この事業の一部改正は、平成9年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成10年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成12年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成24年4月6日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成29年11月7日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成30年7月3日から適用する。

この要綱の一部改正は、令和2年3月31日から適用する。

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から適用する。